

報告第1号

宇都宮地域合併協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町は合併に関する協議を行うため、宇都宮地域合併協議会を設置したので報告する。

平成16年2月4日提出

宇都宮地域合併協議会

会長 福田 富一

宇都宮地域合併協議会設置に関する協議書

宇都宮市，上三川町，上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は，宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について，構成市町すべての議会において議決を経たので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき，別紙のとおり規約を定め，平成16年2月1日付けをもって協議会を置くものとする。

この協議の成立を証するため，本書4通を作成し，構成市町の長が記名押印し，それぞれが1通を保有する。

平成16年1月29日

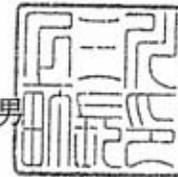
宇都宮市長

福田 富



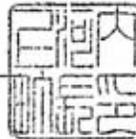
上三川町長

猪瀬 成男



上河内町長

手塚 順



河内町長

玉生 勝経



宇都宮地域合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条 合併協議会の名称は、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、又は調整する。

- (1) 合併に関する基本的事項
- (2) 法第5条の規定に基づく市町建設計画の作成に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町の合併について必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、宇都宮市旭1丁目1番5号宇都宮市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、構成市町の長が協議し、構成市町の長の中からこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、次条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 構成市町の長（会長である者を除く。）
- (2) 構成市町の助役
- (3) 構成市町の議会の議長及び市町合併を調査し、又は審査する特別委員会の委員長（特

別委員会が設置されていない場合にあつては、市町合併を所管する常任委員会の委員長)

- (4) 構成市町の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者
- (5) 構成市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 協議会に、特に専門的見地から助言、提言等を聴く必要があると認めたときは、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が任命する。
- 3 顧問は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が行う。
- 4 会議の議事、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(関係職員等の出席)

第10条 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議をさせるため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に、協議会への提案事項について協議し、又は調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、構成市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第14条 協議会の運営に必要な経費は、構成市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 負担金の負担割合は、構成市町の長が協議して定める。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、会長が協議会の同意を得て選任した3人の監査委員が行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関する事務の処理については、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 会長並びに第7条第1項第1号及び第2号の委員は費用弁償を、同項第3号から第5号までの委員、第8条第1項の顧問及び第15条第1項の監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第4号及び第5号の委員、第8条第1項の顧問及び第15条第1項の監査委員が、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第1項に規定する特別職(常勤の職員に限る。)又は一般職である場合にあっては、報酬を支給しない。

3 第1項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成16年2月1日から施行する。

(会計年度の特例)

- 2 協議会の設立当初の会計年度は、第14条第3項の規定にかかわらず、協議会の予算成立後から平成16年3月31日までとする。